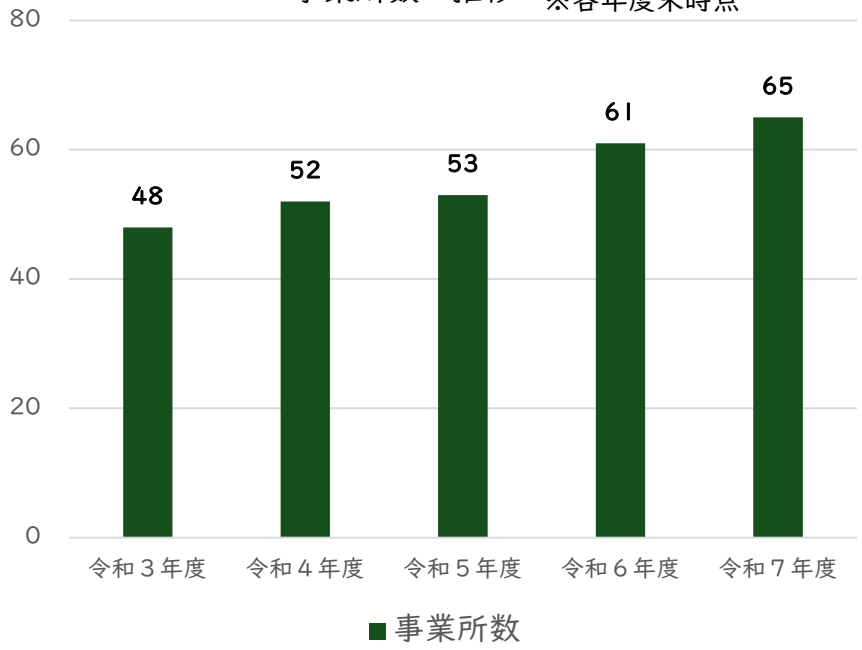
障害児通所支援について

○児童発達支援センター

都の成果目標：各区市町村に少なくとも１カ所以上設置

＜事業所数の推移＞※各年度末時点



＜児童発達支援センターの設置自治体数＞

令和３年度末	令和４年度末	令和５年度末	令和６年度末	令和７年度末
３４区市町村	３６区市町村	３７区市町村	４２区市町村	４４区市町村

＜未設置自治体の状況（令和７年度末現在）＞
- ・令和１１年度までに設置予定（３自治体）
- ・用地が見つからないため設置予定なし
- ・別施設でセンター機能を整備
- ・自治体内で運営可能な事業者が見つからない

国指針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、**令和11年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保すること**を基本とする。

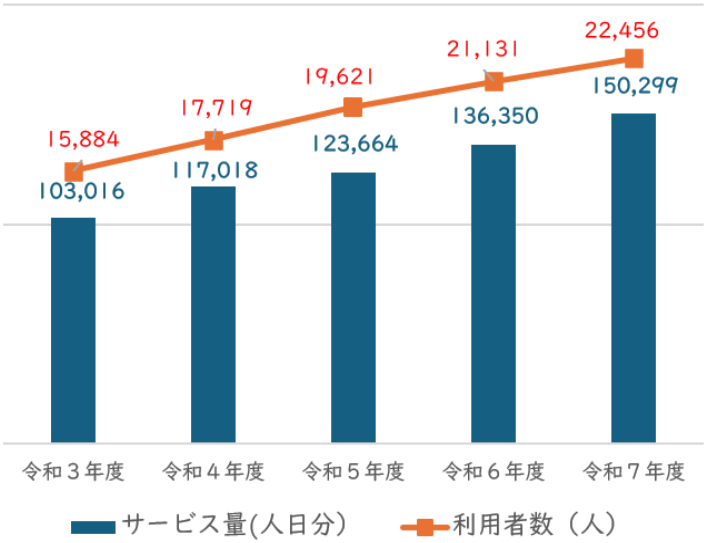
㈠ 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
㈡ 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
㈢ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
㈣ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

なお、市町村単独での**確保**が困難な場合には、圏域での**確保**であっても差し支えない。また、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制**の確保であっても差し支えない。その際、都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していく**ことが必要である。

○児童発達支援事業所

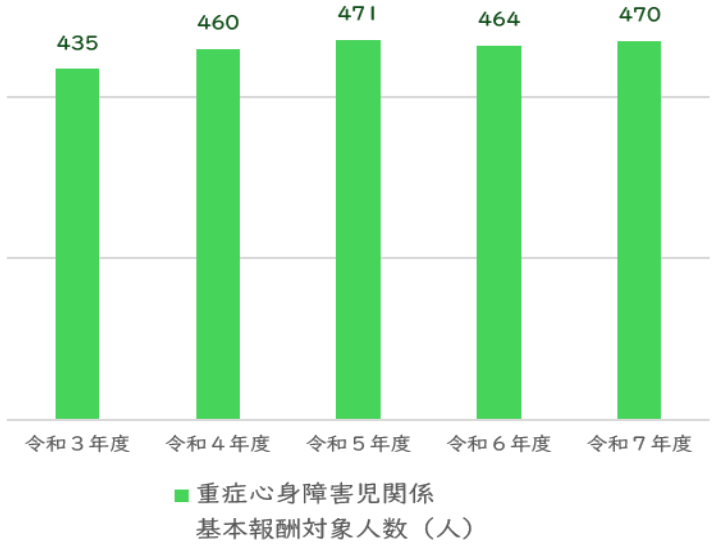
※各グラフは全て各年度末時点

<サービス量・利用者数の推移>

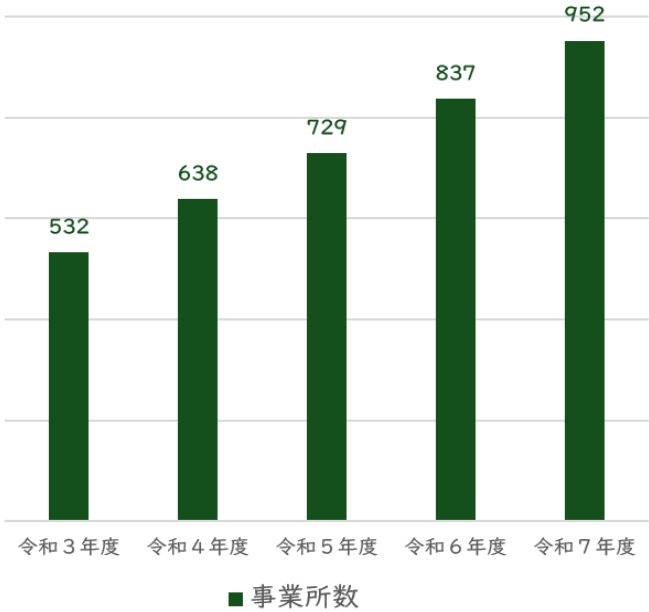


<重症心身障害児の利用者状況>

「重症心身障害児の利用者の状況」は、児童発達支援事業所における重症心身障害児の支援に係る基本報酬の対象人数の合計



<事業所数の推移>



都の成果目標：主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各区市町村に少なくとも１カ所以上確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置自治体数

令和３年度末	令和４年度末	令和５年度末	令和６年度末	令和７年度末
３４区市町村 (３６区市町村)	３６区市町村 (３９区市町村)	３６区市町村 (４０区市町村)	３７区市町村 (４１区市町村)	３８区市町村 (４２区市町村)

※（　）内は、独自体制等で確保している区市町村を含めた数

＜未設置自治体の状況（令和７年度末現在）＞
- 自治体内で運営可能な事業所が見つからない
- ニーズが少ない

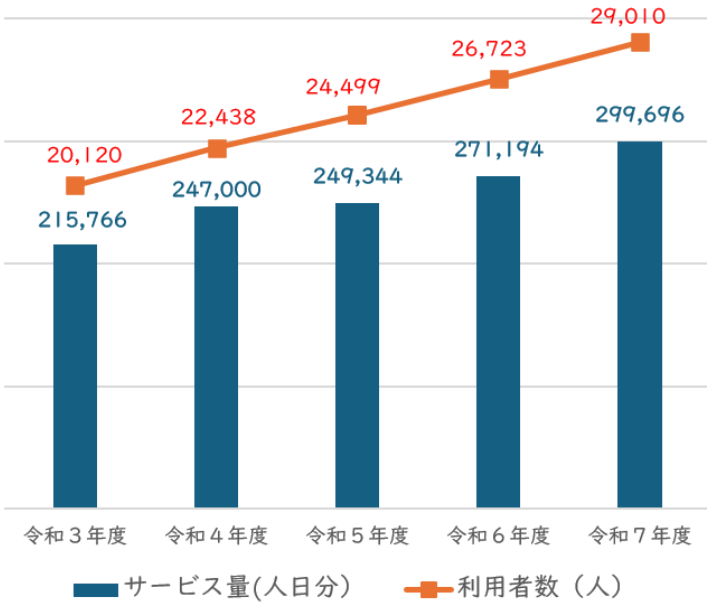
国指針

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、**令和11年度末**までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。**また、地域の実情により主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等の確保であっても差し支えない**。

○放課後等デイサービス

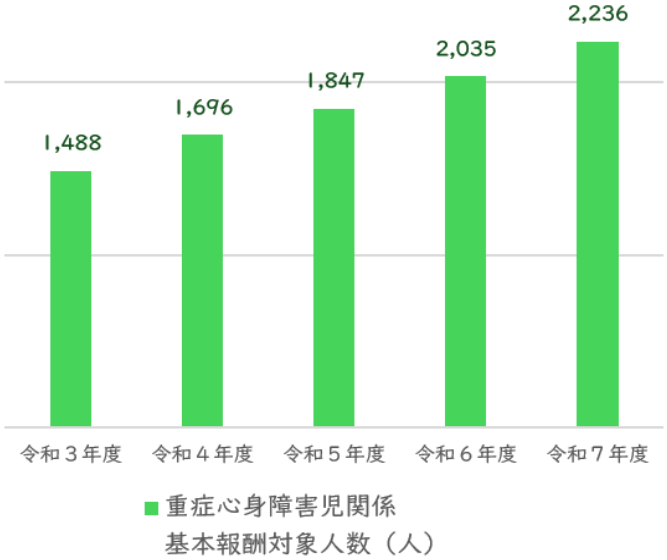
※各グラフは全て各年度末時点

<サービス量・利用者数の推移>

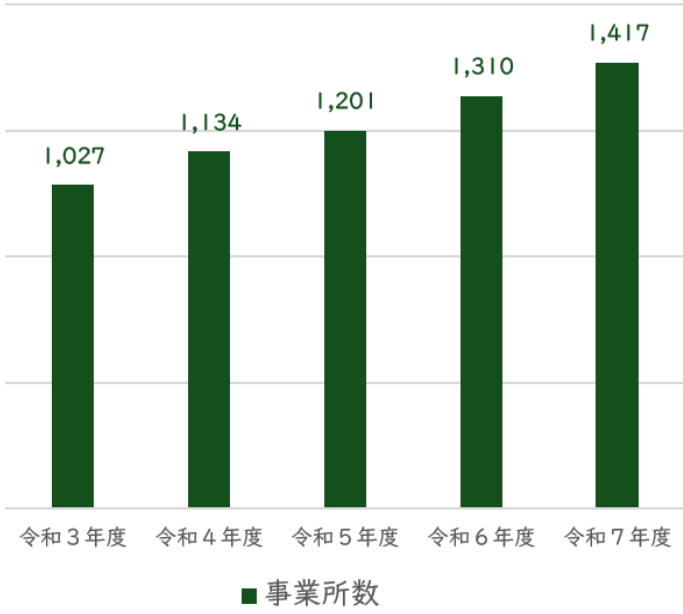


<重症心身障害児の利用者状況>

「重症心身障害児の利用者の状況」は、放課後等デイサービス事業所における重症心身障害児の支援に係る基本報酬の対象人数の合計



<事業所数の推移>



<人口10万人当たりの事業所数>

東京都	全国
8.9	18.2

・放課後等デイサービスの事業所数を総人口で除して算出
・東京都の数値は、厚生労働省　社会保障審議会障害者部会（令和7年7月24日）資料より
・全国の数値は、「国保連データ」(令和６年10月サービス提供分)及び
　総務省統計局「人口推計」(2024年（令和６年）10月１日現在）より作成。

都の成果目標：主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各区市町村に少なくとも１カ所以上確保

主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置自治体数

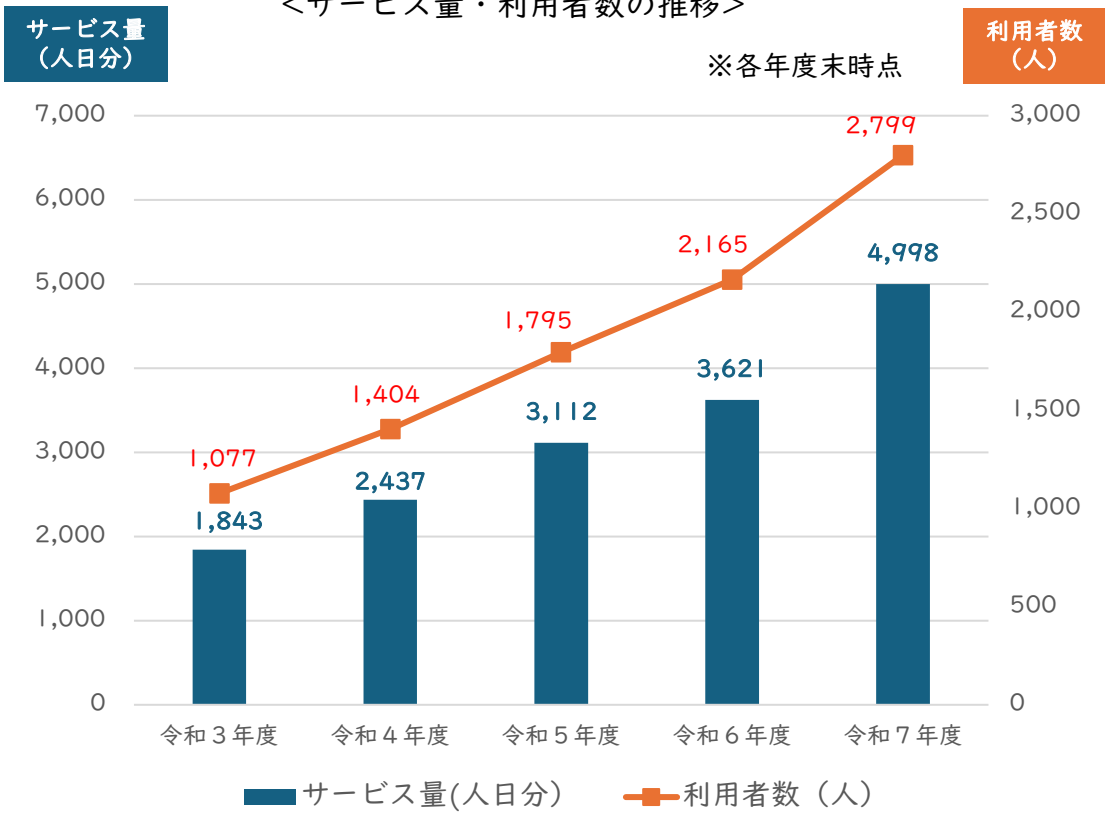
令和３年度末	令和４年度末	令和５年度末	令和６年度末	令和７年度末
３８区市町村 （４０区市町村）	４０区市町村 （４２区市町村）	４１区市町村 （４４区市町村）	４３区市町村 （４５区市町村）	４３区市町村 （４５区市町村）

（　）内は、独自体制等で確保している区市町村を含めた数

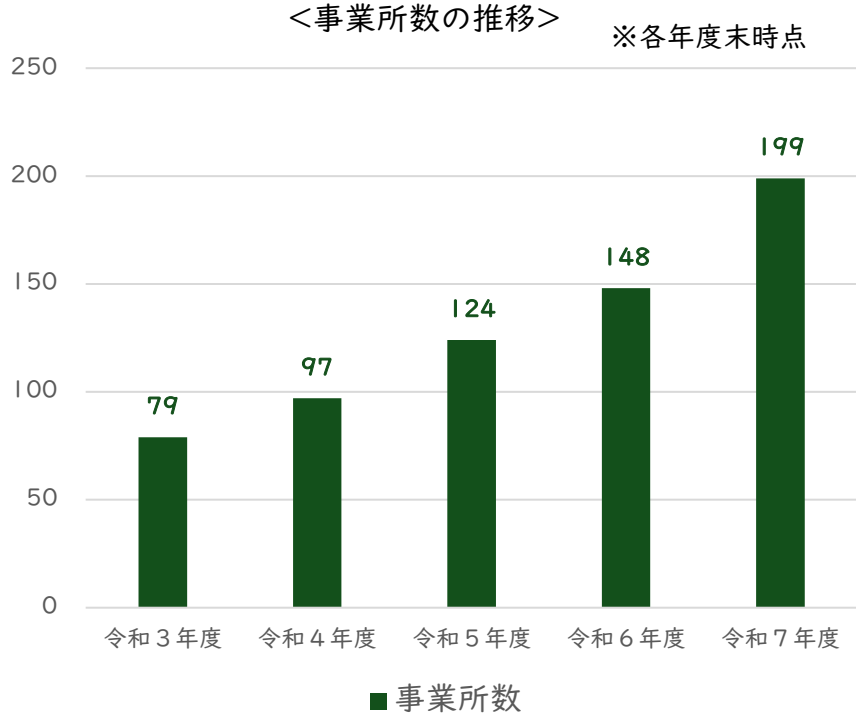
<未設置自治体の状況（令和７年度末現在）>
・自治体内で運営可能な事業所が見つからない
・ニーズが少ない

○保育所等訪問支援事業

＜サービス量・利用者数の推移＞



＜事業所数の推移＞



都の成果目標：障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制について、各区市町村において構築

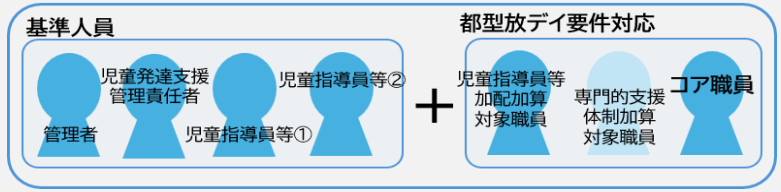
＜保育所等訪問支援の実施区市町村数＞

令和３年度末	令和４年度末	令和５年度末	令和６年度末	令和７年度末
４２区市町村	４４区市町村	４７区市町村	４７区市町村	４９区市町村

＜未設置自治体の状況（令和７年度末現在）＞
- 別事業で対応済
- 自治体内で運営可能な事業所が見つからない
- ニーズが少ない

都型放課後等デイサービス事業

▸放課後等デイサービス事業所において提供する支援の質の向上を図るため、都が求める要件を実施した事業所に対し、経費の一部を補助

事項	内容
負担割合	都：10／10
補助基準額	最大月額443,200円、第三者評価受審費用は実費（上限60万円） 下記要件の実施状況及びコア職員の配置状況により、補助金を段階的に設定
要件	【必須要件】 ①個別支援計画の作成 ②事業所間意見交換の実施 ③第三者評価の受審 ④保護者評価の実施 ⑤コア職員の配置 【任意要件】 ⑥送迎の実施 ⑦19時までのサービス提供 定員10名の職員体制（例） 
実施事業所数	令和７年度：59か所

児童発達支援センター地域支援体制強化事業

▸障害児の地域支援体制の強化を図るため、児童発達支援センターが地域の中核的役割を担う取組に要する経費の一部を補助

事項	内容
負担割合	国：１／２、都：１／２
補助内容	①児童発達支援センターの機能強化 地域の児童発達支援事業所への訪問・助言・指導・研修、保育所等への訪問・支援力向上、ハイリスクな子供と家庭の支援、困難ケースの検討会　等 ②インクルージョンの推進 保育所等訪問支援の対象とならない施設等への後方支援、地域住民への相談支援　等 ③母子保健と連携した早期の発達支援 自治体の乳幼児健診等と連携した早期の発達相談・支援　等
実施事業所数	令和７年度：28か所

○成果目標について

	国の基本指針		都の成果目標	令和７年度末実績
第３期 障害児福祉計画	①	児童発達支援センターを各区市町村に少なくとも１箇所以上確保 （区市町村）	各区市町村に少なくとも１か所以上設置	４４区市町村
	②	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築 （区市町村）	各区市町村において体制を構築	４９区市町村
	③	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各区市町村に少なくとも１箇所以上確保 （区市町村）	各区市町村に少なくとも１か所以上確保	３８区市町村 （４２区市町村）
	④	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各区市町村に少なくとも１箇所以上確保 （区市町村）	各区市町村に少なくとも１か所以上確保	４３区市町村 （４５区市町村）

※カッコ内は、独自体制等で確保している区市町村を含めた数

	国の基本指針		都の考え方（案）
第４期 障害児福祉計画	①	児童発達支援センターの**中核的な支援機能を確保**（※１） （区市町村）	国の基本指針に即しつつ、実績等を踏まえて目標を設定
	②	**インクルージョン推進のため、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置** （都道府県・区市町村）	
	③	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各区市町村に少なくとも１箇所以上確保（※２） （区市町村）	
	④	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各区市町村に少なくとも１箇所以上確保（※２） （区市町村）	

※１　市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。また、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の確保であっても差し支えない。
その際、都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要

※２　市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。また、地域の実情により主に重症心身障害児を支援する事業所を未設置の市町村においては、重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等の確保であっても差し支えない